

本市では、入札・契約制度について、競争性、公正性及び透明性等を確保する観点から毎年度見直しを行っていますが、令和2年度は、次のとおり改正します。

1 条件付一般競争の対象範囲の拡大について

(1) 工事

入札における一層の競争性、公平性及び透明性の確保の向上を図るため、令和2年度から、指名競争入札で実施している予定価格500万円以上1,000万円未満の9割程度を、試行的に条件付一般競争入札として実施します。

また、令和3年度以降は、予定価格500万円以上1000万円未満の工事については、原則として、条件付一般競争入札を実施します。

【年度別試行実施割合】

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度～	R2年度～	R3年度～ (予定)
対象割合	1割程度	3割程度	5割程度	7割程度	9割程度	一般へ移行

(2) コンサル

入札における一層の競争性、公平性及び透明性の向上を図るため、指名競争入札で実施している設計金額100万円超1,000万円未満の案件のうち、設計金額500万円以上1,000万円未満の一部案件について、平成29年度から条件付一般競争入札として試行的に実施しています。

令和2年度は、対象予定案件の5割程度を試行的に実施します。

【年度別試行実施割合】

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
対象割合	1割程度	2割程度	3割程度	5割程度

2 手持制限の見直しについて

令和元年度の入札状況及び令和2年度の発注予定を踏まえ、管工事の手持制限を4件とします。

(_____ は改正箇所)

改正前	改正後
<p>契約課発注工事の手持工事本数を上限4本とする。ただし、<u>設備工事(電気・管)</u>及び総合評価方式については、さらに次の制限を設ける。</p> <p>(1) 電気工事は、手持契約金額を上限5,000万円、又は手持工事本数を上限2本とする。なお、JV案件については、手持対象外とする。</p> <p><u>(2) 管工事は、手持工事本数を上限2本とする。なお、JV案件については、手持対象外とする。</u></p> <p>(3) 総合評価方式は、低価格(調査基準価格未満)で契約した案件の手持工事本数を上限2本とする。</p>	<p>契約課発注工事の手持工事本数を上限4本とする。ただし、<u>電気工事及び総合評価方式</u>については、さらに次の制限を設ける。</p> <p>(1) 電気工事は、手持契約金額を上限5,000万円、又は手持工事本数を上限2本とする。なお、JV案件については、手持対象外とする。</p> <p>(2) 総合評価方式は、低価格(調査基準価格未満)で契約した案件の手持工事本数を上限2本とする。</p>

3 受注機会確保を考慮したくじ引き制度について(受注機会確保方式)

入札参加業者の受注機会の確保を図るため、一部の案件について、くじ引きにより落札できる工事の件数制限(1件を限度)することを、単価契約工事を中心に試行的に実施します。

対象 下記の条件のいずれにもあてはまるものの一部

- ・ 入札公告を同日に行いかつ、開札日が同日の案件
- ・ 入札参加資格が同一の案件

概要

- ・ 受注機会確保方式の対象工事については、入札公告に受注機会確保方式の対象工事であることと、落札候補者決定の順番を明記する。

【例】

	業者1	業者2	業者3	業者4
【受注機会確保方式1-1】	くじ当たり	くじ外れ	くじ外れ	くじ外れ
【受注機会確保方式1-2】	無効	くじ当たり	くじ外れ	くじ外れ
【受注機会確保方式1-3】	無効	無効	くじ当たり	くじ外れ
【受注機会確保方式1-4】	無効	無効	無効	落札
【受注機会確保方式1-5】	以後適用除外			
【受注機会確保方式1-6】				

- ・ 開札時に、入札公告で示した落札候補者決定の順番に沿って落札候補者を決定する。
- ・ 落札候補者となった者は、以降に落札候補者決定を行う案件において、落札候補者となる可能性がある場合は「無効」として扱う。
- ・ 順番に開札を進め、落札候補者が全て無効となる場合、以後の案件は適用除外とする。

5 業者格付及び発注標準金額について

令和2年度の年間工事発注見込み及び業者数などを勘案し、発注標準金額について、下記のとおり見直しを図る。

(カッコ内は改正前)

契約種類	等級	総合評点	特定・一般	発注標準金額
土木一式	A	860～	特定	3,000万円以上 (4,000万円以上)
			一般	3,000万円以上7,000万円未満 (1,000万円以上7,000万円未満)
	B	760～859	特定	500万円以上8,000万円未満 (1,000万円以上8,000万円未満)
			一般	500万円以上7,000万円未満
	C	～759	特定・一般	4,000万円未満
	建築一式	A	800～	特定
一般				2,000万円以上7,000万円未満 (1,000万円以上7,000万円未満)
B		～799	特定	1億円未満 (1,000万円以上1億円未満)
			一般	7,000万円未満
電気工事	A	780～	特定	1,000万円以上 (2,000万円以上)
			一般	1,000万円以上7,000万円未満 (500万円以上7,000万円未満)
	B	～779	特定	7,000万円未満 (500万円以上9,000万円未満)
			一般	7,000万円未満
管工事	A	760～	特定	1,000万円以上 (2,000万円以上)
			一般	1,000万円以上7,000万円未満 (7,000万円未満)
	B	～759	特定	7,000万円未満 (500万円以上9,000万円未満)
			一般	7,000万円未満
舗装工事	A	750～	特定	500万円以上 (1,000万円以上)
			一般	500万円以上7,000万円未満 (1,000万円以上7,000万円未満)
	B	～749	特定・一般	3,000万円未満

下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する。

<問合せ先>

企画財政局財務部契約課

直通電話 042(769)8217

対応責任者 大塚